

●香川県警察本部告示第2号

道路交通法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

道路交通法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程
(道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(原動機を用いる小児用の車に係る確認)</u> 第1条の2 施行規則第1条第2項第1号の規定による警察署長の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>特定の経路を通行させ、かつ、当該経路を構成する道路の歩道又は路側帯が当該確認に係る小児用の車の通行に十分な幅員を有している場合</u></p> <p>(2) <u>歩行者の安全かつ円滑な通行を図るための適切な措置を講じた上で当該確認に係る小児用の車を通行させる場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、その大きさの小児用の車を用いることがやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>(原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る確認) 第2条 略</p> <p>(1) 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えた場合</p> <p>(2) 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えた場合</p> <p>(3) 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができることから、その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する場合</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認) 第2条 施行規則第1条の4第2項の規定による警察署長の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えた場合</p> <p>(2) 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えた場合</p> <p>(3) 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができることから、その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合</p>

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないと認められる場合

(免許証の再交付申請書の添付書類の様式)

第35条 施行規則第21条第3項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

(標準試験車)

第40条 略

免許の種類	車体の大きさ等			装置等
	自動車の区分	長さ	幅	
略				
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上のもの）	総排気量が0.700リットル（AT限定大型二輪免許にあっては、0.600リットル）以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの		
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪にあっては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下）	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの		

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないと認められる場合

(免許証の再交付申請書の添付書類の様式)

第35条 施行規則第21条第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号の運転免許証亡失・滅失てん末書のとおりとする。

(標準試験車)

第40条 技能試験等において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、施行規則第24条第6項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

免許の種類	車体の大きさ等			装置等
	自動車の区分	長さ	幅	
略				
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下のもの）	オートマチック車以外の大型自動二輪車については、総排気量が0.700リットル以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの		オートバイ型（オートマチック車にあっては、スクーター型）とする。
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪にあっては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下）	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの		オートバイ型（オートマチック車にあっては、スクーター型）とする。

ル以下のもの)	
略	

(運転経歴証明書の再交付申請書の添付書類の様式)
 第45条の2 施行規則第30条の13第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

別表第1 (第32条、第41条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することができる自 動車の種類の限定
標準試験車と同一規格以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車	略		
略			
標準試験車と同一規格以上の大型自動二輪車	大型二輪免許	略	
		オートマチック	大型自動二輪車のオートマチック車に限るものとする。
略			
標準試験車に該当しない自動二輪車	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下又は定格出力以下の自動二輪車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下又は定格出力以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上のバス型の大型自動車	略		

ル以下のもの)	とする。
略	

(運転経歴証明書の再交付申請書の添付書類の様式)
 第45条の2 施行規則第30条の13第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号の2の運転経歴証明書亡失・滅失てん末書のとおりとする。

別表第1 (第32条、第41条関係)

自動車の区分	与える免許	自動車の 変速装置	運転することができる自 動車の種類の限定
標準試験車と同一規格以上の普通自動車	略		
略			
標準試験車と同一規格以上の大型自動二輪車	大型二輪免許	略	
		オートマチック	大型自動二輪車で総排気量0.65リットル以下のオートマチック車に限るものとする。
略			
標準試験車に該当しない自動二輪車	大型二輪免許 普通二輪免許	手動式	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下の自動二輪車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した自動二輪車の総排気量以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上のバス型の大型自動車	略		

標準試験車の規格に該当しないバス型の大型自動車	大型第二種免許	手動式	技能試験等に使用したバス型の大型自動車の長さ以下又は幅以下のバス型の大型自動車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用したバス型の大型自動車の長さ以下又は幅以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上のバス型の中型自動車	略		
標準試験車の規格に該当しないバス型の中型自動車	中型第二種免許	手動式	技能試験等に使用したバス型の中型自動車の長さ以下又は幅以下のバス型の中型自動車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用したバス型の中型自動車の長さ以下又は幅以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格の大型自動車	略		
標準試験車の規格に該当しない大型自動車	大型免許	手動式	技能試験等に使用した大型自動車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下の大型自動車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した大型自動車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下

標準試験車と同一規格以上のバス型の中型自動車	略
標準試験車と同一規格の大型自動車	略

			のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の中型自動車	略		
標準試験車の規格に該当しない中型自動車	中型免許	手動式	技能試験等に使用した中型自動車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下の中型自動車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した中型自動車の最大積載量以下、長さ以下又は幅以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の準中型自動車	略		
標準試験車の規格に該当しない準中型自動車	準中型免許	手動式	技能試験等に使用した準中型自動車の長さ以下又は幅以下の準中型自動車に限るものとする。
		オートマチック	技能試験等に使用した準中型自動車の長さ以下又は幅以下のオートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の大型特殊自動車	大型特殊自動車免許 大型特殊自動車第二種免許	手動式 オートマチック	限定なし。
標準試験車の規格に該当しない大型特殊自動車	大型特殊自動車免許 大型特殊自動車第二種免許	手動式 オートマチック	技能試験等に使用した大型特殊自動車の車両総重量以下又は最高速度以下の大型特殊自動車に限る

標準試験車と同一規格以上の中型自動車	略		
標準試験車と同一規格以上の準中型自動車	略		
標準試験車と同一規格以上の大型特殊自動車	大型特殊自動車免許	手動式 オートマチック	限定なし。 オートマチック車に限るものとする。

			ものとする。
標準試験車と同一規格以上の牽引車	牽引免許 牽引第二種免許	手動式 オートマチック	限定なし。
標準試験車の規格に該当しない牽引車	牽引免許 牽引第二種免許	手動式 オートマチック	技能試験等に使用した重被牽引車の最大積載量以下の牽引車に限るものとする。
備考 略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	1 両上肢を肘関節以上で欠くもの又は両上肢の用を全く廃したるもの	普通免許 普通第二種免許	1 普通自動車に限るものとする。 2 下肢で運転できるオートマチック車とする。	
	2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	略	
	3・4 略			
略				
両下肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢	普通免許 小型特殊免許 原付免許	略	

標準試験車と同一規格以上の ^{けん} 牽引車	^{けん} 牽引免許	手動式 オートマチック	限定なし。 オートマチック車に限るものとする。
備考 略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	1 両上肢を肘関節以上で欠くもの又は両上肢の用を全く廃したるもの	普通免許		1 下肢で運転できるオートマチック車とする。
	2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許	略	
	3・4 略			
略				
両下肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢	普通免許 小型特殊免許 原付免許	略	

	の機能を全廃したものの	普通第二種免許	
2 略			
略			
障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 四肢のほか、頭部及び体幹に機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許 普通第二種免許	略
備考 略			

別表第4 (第39条関係)

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課 題		条 件
略		
特別コースの走行(二輪車に限る。)	略	立ち姿勢(スクーター型の大型自動二輪車については、着座姿勢)により、できる限り遅い速度で走行すること。
	波状路コースの走行(大型自動二輪車に限る。)	
	略	

- 2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
略	
路端への停車及び発進(準中型免許に限る。)	(1)・(2) 略 (3) 停車しているときのギアをニュートラル(オートマチック車にあっては、パーキング)とし、 <u>駐車ブレーキ</u> 、 <u>ブレーキペ</u>

	の機能を全廃したものの		
2 略			
略			
障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 四肢のほか、頭部及び体幹に機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許	略
備考 略			

別表第4 (第39条関係)

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課 題		条 件
略		
特別コースの走行(二輪車に限る。)	略	立ち姿勢(オートマチック車については、着座姿勢)により、できる限り遅い速度で走行すること。
	波状路コースの走行(大型自動二輪車に限る。)	
	略	

- 2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
略	
路端への停車及び発進	(1)・(2) 略 (3) 停車しているときのシフトレバーはニュートラル(オートマチック車にあっては、パーキング)とし、 <u>サイドブレーキ</u> 、

	ダル等によるブレーキを効かせていること。 (4) 略
略	
備考 略	

3 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
略	
路端への停車及び発進	(1)～(3) 略 (4) 停車しているときの <u>ギア</u> をニュートラル（オートマチック車にあつては、パーキング）とし、 <u>駐車ブレーキ</u> 、 <u>ブレーキペダル</u> 等によるブレーキを効かせていること。 (5) 略
略	
備考 略	

	ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。 (4) 略
略	
備考 略	

3 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課 題	条 件
略	
路端への停車及び発進	(1)～(3) 略 (4) 停車しているときの <u>シフトレバー</u> はニュートラル（オートマチック車にあつては、パーキング）とし、 <u>サイドブレーキ</u> 、 <u>ブレーキペダル</u> 等によるブレーキを効かせていること。 (5) 略
略	
備考 略	

別記様式第15号 (第35条、第45条の2関係)

		確認者印				取扱者印					
運転免許証 亡失・滅失てん末書 運転経歴証明書											
年 月 日											
香川県公安委員会 殿											
住 所											
氏 名			生年月日	年 月 日							
連絡先											
亡失・滅失の年月日時	年	月	日	午前・午後	時	分	ごろから	午前・午後	時	分	ごろまでの間
亡失・滅失の場所(区間)等											
亡失・滅失の状況(詳しく記入)											
警察への届出	有・無	届出年月日	年	月	日	届出先	署				
私は、旧運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っておりますので、これに違反しないことを誓います。											
氏 名 (申請者本人が署名してください。)											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号 (第35条関係)

		確認者印				取扱者印					
運転免許証亡失・滅失てん末書											
年 月 日											
香川県公安委員会 殿											
住 所											
氏 名			生年月日	年 月 日							
連絡先	自 宅			勤務先等							
亡失・滅失の年月日時	年	月	日	午前・午後	時	分	ごろから	午前・午後	時	分	ごろまでの間
亡失・滅失の場所(区間)等											
亡失・滅失の運転免許証	交付公安委員会			公安委員会							
	交付年月日	年	月	日	照会番号						
	免許の種類										
亡失・滅失の状況(詳しく記入)											
警察への届出	有・無	届出年月日	年	月	日	届出先	署				
過去3月以内の違反・事故	違反名 ()			人身事故	回						
過去1年以内の再交付回数	0回	1回	2回	3回以上							
私は、運転免許証を2通以上持つことが禁止されていることや、旧運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っておりますので、これに違反しないことを誓います。											
氏 名 (申請者本人が署名してください。)											
注意事項 1 不正に運転免許証の再交付を受けた場合は処罰されます。 2 再交付を受けた後に旧運転免許証を発見し、これを返納しないときは処罰されます。											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号の2 (第45条の2 関係)

		確認者印		取扱者印	
運転経歴証明書亡失・滅失てん末書 年 月 日 香川県公安委員会 殿					
住 所					
氏 名			生年月日	年 月 日	
連 絡 先	自 宅		勤務先等		
亡失・滅失の 年 月 日 時	年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分頃から 時 分頃までの間		
亡失・滅失の 運転経歴証明書	交付公安委員会 交付年月日	公安委員会 年 月 日			
亡失・滅失の 状 況 (詳しく記入)					
警察への届出	有・無	届出年月日	年 月 日	届出先	署
過去1年以内の 再交付回数	0回 1回 2回 3回以上				
私は、旧運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは 知っておりますので、これに違反しないことを誓います。 氏 名 (申請者本人が署名してください。)					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第60条関係) 略

別記様式第16号 (第60条関係) 略

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程 (平成12年香川県警察本部告示第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略			
11 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	略		
(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第1条第2項第1号	原動機を用いる小児用の車に係る確認	確認証
	第1条の4第2項	略	
(3) 略			
12～27 略			

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略			
11 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	略		
(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第1条の4第2項	略	
(3) 略			
12～27 略			

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。